

●本人確認をしています

個人情報保護や、なりすまし等による不正な請求・届出を防止するため、戸籍や住民票等の交付申請および戸籍・住所変更等の届出時には窓口で本人確認をしています。ご理解とご協力をお願いします。

*本人確認の必要な交付申請・届出

- ・戸籍および住民票関係の交付申請
- ・婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知届
- ・住民異動届(転入・転出・転居届等)

*本人確認のため窓口で提示していただく書類

- ・1点で確認となるもの
顔写真付きの公的な身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)
- ・2点で確認となるもの
健康保険証、年金手帳、年金証書等公的な証明書

※本人確認の書類がない場合は、あらかじめお問い合わせください。

●住所の届出

◇上松町へ転入される時

転入した日から14日以内に前住所地で交付された「転出証明書」をご持参の上【転入届】の手続きをしてください。

持ち物

- ・本人確認書類
- ・マイナンバーカード(持っている方)

◇町内で引っ越したとき

転居してから14日以内に【転居届】の手続きをしてください。

持ち物

- ・本人確認書類
- ・国民健康保険証(加入されている方)
- ・住民基本台帳カード
- ・マイナンバーカード(持っている方)

◇町から転出するとき

転出予定日より前に【転出届】の手続きをしましょう。「転出証明書」を交付しますので、新しい住所地に転入するときに提出してください。

持ち物

- ・本人確認書類
- ・国民健康保険証(加入している方)
- ・印鑑登録証(登録している方)

●戸籍の届出

◇結婚するとき

婚姻届を提出したときから婚姻が成立します。(休日、夜間は宿日直が受け付けますので、事前に記載方法について住民係までお問い合わせください。)

持ち物

- ・届書(証人2名の署名が必要です。)
- ・戸籍謄本(本籍が上松町以外の方)

※婚姻により住所の変更もする方は別に住所異動の届出が必要です。

*関連のある補助制度

- ・上松町結婚祝金
- ・上松町結婚新生活支援補助金

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

◇子どもが生まれたとき

出生届は、生まれた日から14日以内に届け出てください。(休日、夜間は宿日直が受付します。)

持ち物

- ・出生証明書(出生届についています。)
- ・母子健康手帳

*乳幼児医療申請・児童手当認定申請

出生届の届出時に申請書をお渡しします。

◇家族に不幸があったとき

死亡届は死亡の事実を知った日から7日以内に届けてください。(休日、夜間は宿日直が受付します。)

持ち物

- ・印鑑(ゴム印等変形しやすいものを除く)
- ・死亡診断書(死亡届についています。)
- ・火葬場及び霊柩車使用料(緑聖苑火葬場使用のとき)

*緑聖苑(火葬場使用料) ※時間外は3割増

区分	使用料	備考
10歳以上	16,000	
10歳未満	12,800	
死児	7,400	妊娠13週以上
胞衣	4,200	妊娠13週未満死胎児含む

*霊柩車使用料

- 4月～11月 26,600円
- 12月～3月 32,000円

*緑聖苑火葬場使用時間

- 午前：8時30分・9時30分・10時30分
 - 午後：1時00分・2時00分※3時00分(時間外)
- (友引及び1月1日、1月2日は休みです。)

◇その他の戸籍の届出

養子縁組届、離婚届、転籍届等があります。



●マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカード(個人番号カード)はマイナンバーが記載されたプラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、さまざまなサービスを利用できます。

*申請方法

- ・郵送：マイナンバーカード交付申請書に顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函。
- ・スマートフォン：スマートフォンで顔写真を撮影し、申請用QRコードを読み取り、所定のフォームからオンライン申請。
- ・パソコン：デジタルカメラで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請。(申請書IDが必要)
- ・まちなかの写真機：申請書を持参して、申請可能な証明写真機で顔写真を撮影して申請。(機種により対応していないものがあります。)
- ・役場での申請：職員が無料で顔写真を撮影し、申請のお手伝いをします。申請に必要な書類等は住民係までご連絡ください。

※申請について詳しくは「マイナンバーカード総合サイト」 <https://www.kojinbango-card.go.jp> をご覧ください。

●公的個人認証サービス

国や地方公共団体では、住民の皆さんが申請や届出等の行政手続を行う際に、これまでの窓口での手続きに加え、自宅等のパソコンからインターネットを使って24時間いつでも申請や届出ができる仕組みづくり(電子申請・届出、電子申告など)に取り組んでいます。

公的個人認証サービスは、こうした電子申請・届出が行われる際に、第三者の成りすまし申請などの課題を解決する本人確認サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても提供するものです。

このサービスを利用するための電子証明書はマイナンバーカードに格納されています。

◇各種証明書の交付・手数料

種類	手数料	必要なもの
戸籍謄抄本	1通450円	本人確認書類(免許証等)・親族(直系血族)以外は委任状
除籍・改製原戸籍謄本	1通750円	本人確認書類(免許証等)・親族(直系血族)以外は委任状
身分証明書	1通350円	本人確認書類(免許証等)・本人以外は委任状
戸籍の受理証明書	1通350円	本人確認書類(免許証等) 届出人
戸籍の附票	1通350円	本人確認書類(免許証等)・親族(直系血族)以外は委任状
住民票	1通350円	本人確認書類(免許証等)・同一世帯以外の方は委任状
印鑑登録	1,000円	印鑑・写真付き身分証明書(官公署の発行した免許証・マイナンバーカードなど)
印鑑証明書	1通350円	印鑑登録証

●印鑑登録・印鑑登録証明

◇印鑑登録の申請

必ず本人が申請してください。

持ち物

- ・登録する印鑑：ゴム印等変形しやすいものは登録できません。他の人が登録した印鑑を使用することはできません。
- ・本人確認できるもの(官公署が発行した免許証・マイナンバーカードなどの写真付きの身分証明書)

*写真付きの身分証明書が無い場合

次のいずれかの方法で登録が可能です。

1. 町内に住所のある方で印鑑登録済みの方を「保証人」とする方法。保証人と共に申請してください。保証人は印鑑登録証と登録印鑑をお持ちください。
2. 郵送による本人確認ののち、登録する方法。代理人申請と同様の手順にて確認後、登録します。即日登録はできません。

*本人が来庁できない場合

・代理人申請

- 即日登録はできません。郵送文書で本人確認します。
1. 登録する印鑑をお持ちのうえ申請書に記入します。
 2. 役場から登録する方の住所地へ照会書を郵送します。
 3. 代理の方が、回答書と登録する印鑑を窓口までお持ちください。確認のうえ登録し、印鑑登録証を交付します。

◇印鑑登録証明書の申請

持ち物

- ・印鑑登録証(本人が来庁しても印鑑登録証がないと証明書の交付ができません。)

*本人が来庁できない場合

代理の方でも「印鑑登録証」があれば証明書の交付を受けることができます。(登録してある方の住所、氏名、生年月日を明確にしてきてください。)